



島根労働局発表

平成28年4月27日

担当	島根労働局労働基準部監督課 課長 安田 幸次 主任監察監督官 白名 弘 TEL 0852-31-1156
----	---

平成27年の島根労働局における監督指導実施状況について ～ 定期監督等を実施した事業場について、7割超で違反を指摘 ～

島根労働局（局長 浅野 茂充（あさの しげみつ））では、このたび、平成27年において管内の労働基準監督署で実施した監督指導の状況を取りまとめましたのでお知らせします。

平成27年における定期監督等の実施件数は1,516件（前年比319件増）であり、このうち法違反が認められ、是正を指導した事業場数は1,116件（同116件増）、法違反率は73.6%（同9.9%減）でした。

また、労働者から労働基準関係法令違反があるとの申告があった件数は123件（前年比6件減）でした。

島根労働局では、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を始め、適正な賃金支払い等の法定労働条件の履行確保及び労働災害の防止等について引き続き取り組んでいくとともに、重大・悪質な事案については、厳正に対処することとしています。

主なポイント

- 平成27年に定期監督等を行った件数（事業場数）は1,516件でした。
これは、過去5年間に比べ最も多い件数であり、平成26年より319件多くなっています。（別紙1参照）
- 平成27年に定期監督等を行った事業場について、何らかの労働基準関係法令違反が認められたのは1,116件で、法違反率は73.6%でした。
これは、過去5年間に比べ最も低い法違反率であり、平成26年より9.9%低くなっています。（別紙1参照）
- 平成27年に労働者から労働基準関係法令違反があるとの申し出があり、申告として受理した件数は123件でした。
平成20年のリーマン・ショック以降高止まりしていた申告受理件数は、近年、逡減傾向となっています。（別紙2参照）
- 平成27年に申告に基づいて行った監督は117件（事業場）で、何らかの労働基準関係法令違反が認められたのは82件で、法違反率は70.1%でした。
- 具体的な監督指導事例として、以下2例を挙げました。
 - ① 月100時間超の違法な時間外労働が行われ、割増賃金の支払いも違法であったもの。
 - ② 特別条項付き36協定の違法な運用が行われ、月200時間超の違法な時間外労働が認められたもの。（別添参照）